

## 令和8年度 葛城市家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金募集要領

葛城市では、地球温暖化対策の推進及び温室効果ガスの削減並びに環境保全意識の高揚を図るため、家庭用燃料電池コージェネレーションシステムを設置する費用の一部について、補助金を交付します。

### 1. 補助対象となるシステム

一般社団法人燃料電池普及促進協会（F C A）が推奨するシステム（以下「対象システム」といいます）です。

### 2. 交付対象となる人

次の要件全てに該当する人です。

- （1）次のいずれかに該当すること。
  - ①市内の自己の居住のための家屋（店舗等商業施設を兼ねた住宅及び共同住宅を除く。）に対象システムを設置した人
  - ②市内の自己の居住のための家屋（店舗等商業施設を兼ねた住宅及び共同住宅を除く。）であって、対象システム付きの住宅を購入した人。
- （2）市内に住民登録があること
- （3）市税等を滞納していない世帯に属していること。
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと及びその者と社会的に非難されるべき関係にないこと。
- （5）対象システムを設置してから1年以内の申請であること。

### 3. 補助金の金額

○1件あたり5万円です。ただし、同一の住宅につき1回限りとします。

### 4. 申請書等の受付期間

- 受付日 令和8年4月1日（水） ～ 令和9年2月26日（金）  
○受付時間 午前8時30分 ～ 午後5時15分  
※土日祝や年末年始などの閉庁日は除きます。

### 5. 申請方法

- 葛城市役所新庄庁舎2階 環境課の窓口でお申込みください。  
（郵送による受付はいたしません。）  
○申請手続きについて、ご家族や請負業者等へ委託される場合は家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金交付申請書類提出委任届（様式第3号）が必要です。

### 6. 窓口へ申請される際にご用意いただくもの

#### ●申請書類

- （1）家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金交付申請書（様式第1号）
- （2）対象システムを設置した日が分かるもの（出荷証明書、契約書の写し、領収書の写し 等）
- （3）住民記録情報及び納税状況確認の承諾書（様式第2号）  
（もしくは、住民票謄本及び市税等に滞納がない旨を証明したもの）

- (4) 対象システムの設置などに係る契約書の写し  
(対象システムが設置された住宅を購入した場合は、売買契約書の写し)  
※契約書の中に対象システムの記載がない場合は、見積書など契約に対象システムが含まれることが確認できる書類を添付してください。
- (5) 対象システムの設置などに係る領収書の写し又は支払いを証明する書類（ローン契約書等）
- (6) 対象システムの設置場所の現況を示すカラー写真
- (7) 対象システムのうち、燃料電池ユニットと貯湯ユニットの製造事業者名、品名番号、製造番号が記載されているそれぞれの銘板のカラー写真  
※申請書類の中にシステム等の仕様の記載がない場合は、仕様が載っている書類を別に用意してください。

#### ●その他持参いただくもの

- (1) 申請時に本人確認をしますので申請者（申請代理人）の本人確認できるもの（運転免許証など）をご用意ください。
- (2) 窓口にて交付金請求書へご記入いただくため、振込先口座の確認できる通帳またはキャッシュカード及び印鑑をご用意ください。  
※申請時にご用意できない場合、後日請求書を郵送します。

### 7. 補助金の交付決定

申請書の提出があった場合、内容の審査や必要に応じ調査を行い、補助金交付可否を決定します。

- 交付の決定を行った時は、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金交付決定通知書（様式第4号）によって、申請者へ通知します。
- 交付しない決定を行った時は、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金不交付決定通知書（様式第5号）によって、申請者へ通知します。

### 8. その他

- 地球温暖化防止対策推進のため、対象システムの運転状況に関するデータの提供など、市の取り組みについて協力を要請することがあります。その時は協力するように努めてください。
- 補助を受けた人は、対象システムの法定耐用年数（15年）の期間中、取扱いに注意を払って対象システムを管理し、適正な運用を図る必要があります。
- 補助金の交付後に、補助金交付要綱の規定に違反するなどの理由により、交付決定を取り消し、補助金の返還を命じることがあります。その際は、遅滞なく補助金を返還してください。

### 9. 注意事項

- ※申請書類は、提出前に確認した上で提出してください。記入漏れ、誤り、書類の不足等があった場合は受付できません。
- ※申請書類に使用する印鑑は、すべて同じものを使用してください。
- ※記入内容を訂正する時は、訂正箇所を二重線で消し、その上に申請書類に使用する印鑑を押印してください。適正な訂正が行われていない場合は、もう一度書類の作成をお願いする場合がありますので、ご注意ください。

#### 問い合わせ先 葛城市市民生活部 環境課

〒639-2195 葛城市柿本166番地 葛城市役所新庄庁舎2階  
TEL 0745-44-5004（ダイヤルイン）  
FAX 0745-44-5008  
E-mail kankyou@city.katsuragi.lg.jp